

7. 臨時的任用職員・会計年度任用職員の休暇

臨時的任用職員・会計年度任用職員の休暇は、臨時的任用職員の管理に関する規程（臨管規程）等により、次のように定められています。2016年4月より、無給ではありますが、臨時・非常勤教職員も妊産婦に関する休暇が取得できるようになりました。また、一部の妊産婦に関する休暇については、2021年4月から臨時的任用職員に対して有給化され、2022年4月には、臨時的任用職員・会計年度任用職員に対して新たに有給休暇が新設されました。

○給料表適用臨時職員（臨時的任用職員の管理に関する規程）

休暇の種類	休暇の原因、期間等																										
年次有給休暇	年次有給休暇の日数は、発令された任用期間の月数（任用期間が15日以上の端数は1月として計算）に応じ、次のとおり。引き続き任用期間が更新された場合は更新前の期間との通算による日数から更新前に行使した日数を差し引いた日数となります。 <table><tr><td>任用期間</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td></tr><tr><td>休暇の日数</td><td>2日</td><td>3日</td><td>5日</td><td>7日</td><td>8日</td><td>10日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td><td>17日</td><td>18日</td><td>20日</td></tr></table>	任用期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	休暇の日数	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
任用期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月															
休暇の日数	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日															
臨時的任用職員の年次有給休暇の繰り越しについて	臨時的任用職員が退職し、当該退職した日の翌日から起算して30日を経過するまでの間に再び臨時的任用職員として任用された場合（1月を超える任用期間に限る。）の年次有給休暇については、臨管規程第11条第2項の規定により付与される年次有給休暇の日数に当該退職前の年次有給休暇の10日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を追加して付与することができる。																										
年始年末休暇 公民権行使休暇 慶弔休暇	原因、期間等は正規職員に準ずる																										
その他特に必要と認める場合																											
風水震災火災その他非常災害による交通遮断	その都度必要と認める日又は時間。																										
女性職員が生理のため勤務することが著しく困難である場合	その都度必要と認める期間。ただし、2日を超えることができない。																										
夏季休暇	5日（当該年度の6月1日から9月30日の期間中、採用月日によらず5日）																										
大分県公立学校教員採用選考試験を受験する場合	受験に必要と認める日又は時間であること。																										
裁判員休暇	①裁判員候補者として裁判所に出頭する場合 ②裁判員に選任され職務に従事する場合 ③補充裁判員に選任され職務に従事する場合 ・それぞれの場合において必要と認める日又は時間																										
公務災害による休暇 (2011.8.1 大分県教育委員会教育長・教育人事課長通知)	・職員が公務上疾病にかかり、又は傷害を受けた場合、大分県教育委員会が公務災害と認定したときは、その療養期間中は有給休暇とする。ただし、任用の期間を超えることができない。 ・その都度必要と認める日又は時間																										

休暇の種類	休暇の原因、期間等
学校保健安全法施行規則第18条に規定する児童生徒を出席停止にする必要がある感染症に罹患したことによる休暇 (2012.7.4 大分県教育委員会教育長・教育人事課長通知)	・職員が学校保健安全法施行規則第18条に規定する児童生徒を出席停止にする要件を満たす感染症にかかり、学校長が療養を要するものと承認したときは、最小限度必要と認める期間を有給休暇とする。 ・その都度必要と認める日又は時間
妊産婦の健康診査等休暇(※)	・母子保健法第10条に規程する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 ・妊娠の段階に応じて、1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
妊婦の休息・補食休暇(※)	・従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合 ・その都度必要と認められる時間
妊婦の通勤緩和休暇(※)	・通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 ・正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ1時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間
妊娠障害休暇(※)	・妊娠障害のため勤務することが困難である場合 ・その都度必要と認められる時間
産前産後休暇	・出産する予定の女性、出産した女性 ・産前8週間(多胎妊娠は14週間) 産後8週間
育児時間(※)	・生後満1年に達しない子を育てる職員 ・1日1時間又は1日2回各30分
子の看護休暇	・義務教育終了までの子を養育する職員が子を看護(看病及び疾病の予防のため必要な世話)する必要がある場合に与えられる休暇 ・年5日(義務教育終了までの子が2人以上の場合にあっては、10日)
短期の介護休暇(※)	・配偶者、父母、子等の介護や、通院の付添い等の必要な世話をする職員に与えられる休暇 ・年5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)
介護時間(※)	・要介護者の介護をする場合で、1日につき2時間を超えない範囲内
部分休業(※)	・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合で、1日につき2時間を超えない範囲内
病気休暇(※)	・負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・任用期間において付与された年次有給休暇の合計日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間
出生サポート休暇	・不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ・原則年5日 ・頻繁な通院を要する場合 5日加算 ・取得単位は1日又は1時間
出産補助休暇	・産前4週間～産後2週間 ・3日(日又は時間)
育児参加休暇	・産前8週間前～産後8週間 ・5日(日又は時間)

※無給休暇

○会計年度任用職員

休暇の種類	休暇の原因、期間等																																																							
年次有給休暇	(1)年次有給休暇の付与日数及び1年間の出勤予定日数は、暦年によらず年度を単位とすること。 (2)年次有給休暇は、1日を単位として付与する。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、1時間を単位とすることができる。 (3)年次有給休暇を付与する会計年度任用職員は、前年度の全勤務日数の8割以上勤務した者とし、付与する日数は勤務日数に応じ下記の表のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="2">勤1 務年 日間 数の</th><th colspan="7">継続勤務年数</th></tr><tr><th>1 年 目</th><th>2 年 目</th><th>3 年 目</th><th>4 年 目</th><th>5 年 目</th><th>6 年 目</th><th>7 年 目 以上</th></tr><tr><td>48～72</td><td>1日</td><td>2日</td><td>2日</td><td>2日</td><td>3日</td><td>3日</td><td>3日</td></tr><tr><td>73～120</td><td>3日</td><td>4日</td><td>4日</td><td>5日</td><td>6日</td><td>6日</td><td>7日</td></tr><tr><td>121～168</td><td>5日</td><td>6日</td><td>6日</td><td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>11日</td></tr><tr><td>169～216</td><td>7日</td><td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td></tr><tr><td>217日以上</td><td>10日</td><td>11日</td><td>12日</td><td>14日</td><td>16日</td><td>18日</td><td>20日</td></tr></table>	勤1 務年 日間 数の	継続勤務年数							1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目 以上	48～72	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	73～120	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	121～168	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	169～216	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
勤1 務年 日間 数の	継続勤務年数																																																							
	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目 以上																																																	
48～72	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日																																																	
73～120	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日																																																	
121～168	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日																																																	
169～216	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																	
217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																	
夏季休暇	・3日(当該年度の6月1日から9月30日までの期間中) ・付与条件(6ヵ月以上の任期が定められてる者又は6ヵ月以上継続勤務している者、1年間の勤務が48日以上のある者)																																																							
風水震災その他非常災害による交通遮断	・必要と認められる日又は時間																																																							
選挙権その他公民としての権利の行使	・必要と認められる日又は時間																																																							
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭	・必要と認められる日又は時間																																																							
公務上の負傷又は疾病のための療養(※)	・必要と認められる期間																																																							
女性職員が生理のため勤務をすることが著しく困難である場合(※)	・必要と認められる期間																																																							
忌引休暇	・一般職の常勤職員の例により必要と認められる期間																																																							
産前休暇	・出産する予定の女性 ・産前6週間以内(多胎妊娠は14週間)																																																							
産後休暇	・出産したの女性 ・産後8週間(出産の日の翌日から)																																																							
育児時間(※)	・生後満1年に達しない子を育てる職員 ・1日2回各30分																																																							
介護休暇(※)	・指定期間内において必要と認められる期間 (3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内)																																																							

介護時間(※)	・要介護者の介護をする場合で、1日につき2時間を超えない範囲内
育児休業(※)	・原則、子が1歳到達日(満1歳の誕生日の前日)までの期間(一定の要件を満たせば、1歳2ヶ月、1歳6ヶ月又は2歳に達するまで取得可能)
部分休業(※)	・3歳に達するまでの子を養育する場合で、1日につき2時間を超えない範囲内
病気休暇(※)	・負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・任用初年度に付与された年次有給休暇の日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間(例：月18日勤務の場合は、1の年度につき7日を超えない範囲内)
子の看護休暇(※)	・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護(看病及び疾病の予防のため必要な世話)する必要がある場合に与えられる休暇 ・年5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)
短期の介護休暇(※)	・配偶者、父母、子等の介護や、通院の付添い等の必要な世話をする職員に与えられる休暇 ・年5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の日又は時間
妊産婦の健康診査等休暇(※)	・母子保健法第10条に規程する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 ・妊娠の段階に応じて、1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
妊婦の休息・補食休暇(※)	・従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合 ・その都度必要と認められる時間
妊婦の通勤緩和休暇(※)	・通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 ・正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ1時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間
妊娠障害休暇(※)	・妊娠障害のため勤務することが困難である場合 ・14日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
出生サポート休暇	・不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ・原則年5日 ・頻繁な通院を要する場合 5日加算 ・取得単位は1日又は1時間
出産補助休暇	・入院日～産後2週間 ・2日(日又は時間)
育児参加休暇	・産前6週間前～産後8週間 ・5日(日又は時間)

※無給休暇